

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 6 年 2 月 22 日 (木曜日)

定期 第 488 号

目次	ページ
<b>○告示</b>	
事業活動温暖化対策指針の一部改正 (環境農政・脱炭素戦略本部室)	149
保安林の指定施業要件の変更予定 (横浜川崎地区農政事務所)	149
都市計画の変更 (3 件) (県土整備・都市計画課)	150
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (2 件) (県土整備・砂防課)	151
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第 9 条第 1 項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定 (2 件) (県土整備・砂防課)	152
<b>○教育委員会規則</b>	
教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則 (教委・教職員企画課)	153
<b>○公告</b>	
地籍調査の成果の認証 (4 件) (県土整備・技術管理課)	153

特定調達契約に係る入札公告は、県公報に掲載します。そのほかの入札公告は、各発注機関が、かながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステム、県のホームページ等に掲載します。

## 告 示

### 神奈川県告示第71号

事業活動温暖化対策指針 (平成21年神奈川県告示第550号) の一部を次のように改正し、3 の項(1)の改正規定は公表の日から、4 の項(2)の改正規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 22 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

3 の項(1)中「」は、「」の次に「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令 (令和 5 年経済産業省令第 11 号) 第 1 条の規定による改正前の」を加える。

4 の項(2)中「とし、」の次に「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令 (令和 5 年政令第 272 号) による改正前の」を加える。

### 神奈川県告示第72号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の 3 において準用する同法第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 2 月 22 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

購読料  
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部四三四円 (消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市 中区 日本大通 一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜 (〇四五) 二一〇一 一一一

印刷

横浜市 鶴見区 矢向三 一五 一 二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜 (〇四五) 五七一 一三五〇八

毎週火曜日及び金曜日発行

この公報は再生紙を使用しています

横浜市戸塚区深谷町字子サキ112

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び横浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 神奈川県告示第73号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

なお、当該都市計画の図書は、神奈川県県土整備局都市部都市計画課及び平塚市まちづくり政策部まちづくり政策課において縦覧に供する。

令和 6 年 2 月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

平塚都市計画道路 3・3・3 号八王子平塚停車場線

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

平塚市大神六丁目及び大神八丁目地内

### 神奈川県告示第74号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

なお、当該都市計画の図書は、神奈川県県土整備局都市部都市計画課及び平塚市まちづくり政策部まちづくり政策課において縦覧に供する。

令和 6 年 2 月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

平塚都市計画道路 3・4・9 号倉見大神線

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 追加する部分  
なし
- (2) 削除する部分  
なし
- (3) 変更する部分  
平塚市大神字上堤外、大神八丁目及び大神九丁目地内

**神奈川県告示第75号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

なお、当該都市計画の図書は、神奈川県県土整備局都市部都市計画課及び寒川町都市建設部都市計画課において縦覧に供する。

令和 6 年 2 月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
茅ヶ崎都市計画道路 3・3・4号倉見大神線
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
なし
  - (3) 変更する部分  
寒川町倉見地内

**神奈川県告示第76号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 6 年 2 月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
水沢3丁目1	川崎市宮前区水沢3丁目及び菅生3丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	水沢3丁目1	川崎市宮前区水沢3丁目及び菅生3丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センターにおいて一般の縦覧に供する。）

**神奈川県告示第77号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和6年2月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上溝4丁目1	相模原市中央区上溝四丁目、上溝五丁目、上溝、星が丘四丁目、陽光台一丁目、横山五丁目、横山六丁目及び横山台二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上溝4丁目1	相模原市中央区上溝四丁目、上溝五丁目、上溝、星が丘四丁目、陽光台一丁目、横山五丁目、横山六丁目及び横山台二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県厚木土木事務所所久井治水センターにおいて一般の縦覧に供する。）

**神奈川県告示第78号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年2月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
水沢3丁目1	川崎市宮前区水沢三丁目及び菅生三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	水沢3丁目1	川崎市宮前区水沢三丁目及び菅生三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センターにおいて一般の縦覧に供する。）

**神奈川県告示第79号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年2月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上溝 4 丁目 1	相模原市中央区上溝四丁目、上溝五丁目、星が丘四丁目、陽光台一丁目、横山五丁目、横山六丁目及び横山台二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上溝 4 丁目 1	相模原市中央区上溝四丁目、上溝五丁目、星が丘四丁目、陽光台一丁目、横山五丁目、横山六丁目及び横山台二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県厚木土木事務所津久井治水センターにおいて一般の縦覧に供する。)

**教育委員会規則**

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 2 月 22 日

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

神奈川県教育委員会規則第 1 号

**教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則**

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和44年神奈川県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の(3)の備考 1 中「、家庭にあつては、住居学（製図を含む。）及び保育学（実習及び家庭看護を含む。）を除く科目についてそれぞれ 1 単位及び住居学（製図を含む。）又は保育学（実習及び家庭看護を含む。）について 1 単位を含んで修得するものとし」を削り、同表の 5 の 2 の(2)の備考 4 中「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）のうちこの表の最低修得単位数に相当する数の科目についてそれぞれ」を「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験について」に改め、「木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）及び栽培（実習を含む。）のうちこの表の最低修得単位数に相当する数の科目」を「材料加工（実習を含む。）及び生物育成」に改め、同表の 5 の 2 の(3)の備考 3 中「情報社会」の次に「(職業に関する内容を含む。)」を加え、「(実習を含む。）」及び「、家庭の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）及び家庭電気・家庭機械・情報処理についてそれぞれ 1 単位以上を」を削り、同表の 7 の備考 1 中「、家庭にあつては、住居学（製図を含む。）及び保育学（実習及び家庭看護を含む。）を除く科目についてそれぞれ 1 単位及び住居学（製図を含む。）又は保育学（実習及び家庭看護を含む。）について 1 単位を含んで修得するものとし」を削る。

**附 則**

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

**公 告**

国土調査法第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証しました。

令和 6 年 2 月 22 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調査を行った者の名称

横須賀市

2 調査を行った時期

令和 2 年 7 月10日から令和 3 年12月28日まで

3 成果の名称

横須賀市衣笠栄町三丁目及び衣笠栄町四丁目の各一部の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

横須賀市衣笠栄町三丁目及び衣笠栄町四丁目の各一部

5 認証年月日

令和 6 年 2 月15日

---

国土調査法第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証しました。

令和 6 年 2 月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調査を行った者の名称

中井町

2 調査を行った時期

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

3 成果の名称

中井町大字井ノ口の一部の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

足柄上郡中井町大字井ノ口の一部

5 認証年月日

令和 6 年 2 月15日

---

国土調査法第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証しました。

令和 6 年 2 月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調査を行った者の名称

松田町

2 調査を行った時期

令和 3 年 5 月27日から令和 5 年 3 月31日まで

3 成果の名称

松田町松田惣領の一部の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

足柄上郡松田町松田惣領の一部

5 認証年月日

令和 6 年 2 月15日

---

国土調査法第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証しました。

令和 6 年 2 月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 調査を行った者の名称  
山北町
- 2 調査を行った時期  
令和 2 年 7 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで
- 3 成果の名称  
足柄上郡山北町向原字尾先の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
足柄上郡山北町向原字尾先
- 5 認証年月日  
令和 6 年 2 月15日